

裏面白紙

法務府事務官 村上朝一

總理府技官 安田清

通商産業事務官 井上尙一

三善幾久

日米安全保障条約第三条に基く行政協定第二十六条による合同委員会の補助機関たる調停委員会日本政府代表を命ずる

右のとおり発令願います。

昭和二十七年六月二十八日

外務大臣 岡崎勝男

内閣總理大臣 吉田茂 殿

調停委員会設置経緯に関する説明

合衆田軍隊による物資、需品等の調達に関する契約から生ずる紛
議の中、契約当事者によつて解決されないもので行政協定第十八
条七項に基いて日米合同委員会の調停に付託されたものを処理す
るため右合同委員会の補助機関として調停委員会を設置し、日米
各々四名の専門家を委員として任命することが、昭和二十七年六
月九日の第五回合同委員会本会議で決定された次第である。